

議案第 1 1 号

飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例について

飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

提案理由

内部組織を見直しするための改正

飛驒市内部組織設置条例の一部を改正する条例

飛驒市内部組織設置条例（平成16年飛驒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を第3号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築管財部

第2条第1号中エを削り、オをエとし、カからケまでをオからクまでとし、同条中第8号を第9号とし、同条第7号ア中「及び建築」を削り、同号ウを削り、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 建築管財部

ア 住宅政策に関すること。

イ 公有財産の管理運営に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市内部組織設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 総務部</p> <p>— ————</p> <p><u>(2)</u> 企画部</p> <p><u>(3)</u> 市民福祉部</p> <p><u>(4)</u> 環境水道部</p> <p><u>(5)</u> 農林部</p> <p><u>(6)</u> 商工観光部</p> <p><u>(7)</u> 基盤整備部</p> <p><u>(8)</u> 病院事務局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 財産管理に関すること。</p> <p><u>オ</u> 財政に関すること。</p> <p><u>カ</u> 税に関すること。</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 総務部</p> <p><u>(2)</u> <u>建築管財部</u></p> <p><u>(3)</u> 企画部</p> <p><u>(4)</u> 市民福祉部</p> <p><u>(5)</u> 環境水道部</p> <p><u>(6)</u> 農林部</p> <p><u>(7)</u> 商工観光部</p> <p><u>(8)</u> 基盤整備部</p> <p><u>(9)</u> 病院事務局</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>— ————</p> <p><u>エ</u> 財政に関すること。</p> <p><u>オ</u> 税に関すること。</p>

- キ 防災及び危機管理に関すること。
ク 地域情報化に関すること。
ケ 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。

—
—
—
(2) 企画部

ア～オ 略

(3) 市民福祉部

ア～ク 略

(4) 環境水道部

ア～ウ 略

(5) 農林部

ア～ウ 略

(6) 商工観光部

ア・イ 略

(7) 基盤整備部

- ア 土木及び建築に関すること。
イ 略
ウ 市営住宅に関すること。

- カ 防災及び危機管理に関すること。
キ 地域情報化に関すること。
ク 儀式、栄典、褒賞及び表彰に関すること。

(2) 建築管財部

ア 住宅政策に関すること。

イ 公有財産の管理運営に関すること。

(3) 企画部

ア～オ 略

(4) 市民福祉部

ア～ク 略

(5) 環境水道部

ア～ウ 略

(6) 農林部

ア～ウ 略

(7) 商工観光部

ア・イ 略

(8) 基盤整備部

- ア 土木_____に関すること。
イ 略
— _____

(8) 病院事務局

ア 略

以下 略

(9) 病院事務局

ア 略

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	内部組織を見直しするための改正
制定改廃の根拠等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に基づく改正
条例の概要	<p>市内には様々な分野に大小多くの建物があり、その数は900を超え、その半数近くが築30年以上を経過しており、10年20年後といった長期的なスパンで考えると、施設の改修や建替えなどへの対応が大きな課題となっている。</p> <p>このため、第2期飛騨市総合政策指針（令和7年度～11年度）では、厳しい財政状況と社会情勢の中、公共施設の管理運営の基本方針を「選択と集中」とし、維持する施設の選択と集中的な投資をしていく必要があるとしている。</p> <p>このことから、基盤整備部建築住宅課と総務部総務課管財係を統合し、新たな部を設置することで公共施設の管理運営の「選択と集中」を強化するとともに、施設営繕の一元化にて効率化を図り、将来に向け持続可能な公有財産の運営を目指す。</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[建築管財部] --- B[建築住宅課] A --- C[管財課] B --- D["・住宅政策に関すること"] C --- E["・公有財産の管理運営に関すること"] </pre> <p style="text-align: right;">（第1条及び第2条関係）</p> </div>
市民への影響等	公有財産の適正な管理運営により将来の財政負担増加の抑制を図る。
施行日	令和8年4月1日
備考	